

**野菜・花き・果樹・きのこの等の栽培を  
始めたい，規模拡大を図りたい**

農業・林産物生産者の組織する団体（任意組織，法人，JA等）が園芸作物・特  
用林産物等の新規栽培や規模拡大を行う場合，支援しています。

**○園芸特産重点強化整備事業（市町村振興総合補助金（地域復興支援課））**

事業実施主体	内 容	補助率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業協同組合</li> <li>・ 全農宮城県本部</li> <li>・ 農業法人</li> <li>・ 特定農業団体</li> <li>・ 農協園芸特産関係 部会</li> <li>・ 任意組合（3戸以 上）</li> </ul>	<p><b>【事業対象品目】</b> 「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に 掲げる産地改革品目及び地域戦略品目</p> <p><b>【事業内容】</b> 生産の低コスト化及び高付加価値化並 びに契約取引の推進等により，産地の構 造改革を実施し，園芸特産物の生産・出 荷拡大を図るために必要な施設・機械等 の整備</p> <p><b>【補助対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生産管理用ハウス・付帯設備</li> <li>②省エネルギー化設備</li> <li>③生産管理省力化施設・機械</li> <li>④良質苗生産用施設・機械</li> <li>⑤鮮度保持施設，生産安定施設</li> <li>⑥環境負荷軽減用機械</li> <li>⑦出荷調製省力化機械，品質管理機 械，出荷調製施設</li> <li>⑧基盤整備，優良苗（果樹のみ）</li> <li>⑨一次加工用機械</li> <li>⑩観光農園用簡易景観整備 等</li> </ul>	<p>補助対象事業費 の1/3以内 （補助金が500 千円以上の事業 が対象）</p>

## ○みやぎの園芸法人ステージアップ事業（園芸推進課）

### （１）企業的園芸等施設整備型

事業実施主体	内 容	補助率
<p>県内に本店を有する農業法人（株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社及び農事組合法人）</p>	<p><b>【事業内容】</b>                      先進的園芸技術導入による生産性向上や生産から出荷までの拠点づくり，地域の雇用創出など企業的経営の取り組みに必要な施設等の整備</p> <p><b>【主な事業要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規雇用を1人以上又は年間延べ200日以上確保すること</li> <li>・先進技術等の導入により，目標年（概ね3年後）までに，年間販売金額が1千万円以上増加すること</li> <li>・対象となる総事業費が概ね3千万円以上であること</li> </ul>	<p>補助対象経費の1／2以内                      補助金上限額25,000千円</p>

### （２）付加価値創造支援型

事業実施主体	内 容	補助率
<p>県内に本店を有する農業法人（株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社及び農事組合法人）</p>	<p><b>【事業内容】</b>                      先進的園芸技術導入による生産性向上や加工・業務用野菜の契約栽培による安定供給，土地利用型大規模園芸における機械化一貫体系による効率化，新商品開発や新しいサービスによる経営の多角化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高付加価値化などの取組に必要な機械等の整備</li> </ul> <p><b>【主な事業要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工・業務用向けや契約栽培等の取組により，目標年（概ね3年後）までに，年間販売金額が5百万円以上増加すること</li> <li>・対象となる総事業費が概ね1千万円以上であること</li> </ul>	<p>補助対象経費の1／2以内                      補助金上限額10,000千円</p>

○大規模園芸経営体育成事業（アグリビジネス・チャレンジ支援事業）  
（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>宮城県内で園芸生産を行っており、売上高の増大を目指す農業法人等であり、大規模園芸経営体育成事業実施計画を作成し、知事の認定を受けたもの。</p> <p>* 農業法人等とは、会社法で定められた株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社、農業協同組合法で定められた農事組合法人及び認定農業者を指す。</p>	<p>【事業実施計画の要件】</p> <p>①事業導入年の過去3か年の年間販売金額（売上高）が1億円未満であること。</p> <p>②事業導入後、目標年次（3期後）の年間販売金額（売上高）が3千万円増加しかつ1億円を上回ることが見込まれること</p> <p>③雇用者が1名以上増加すること。</p> <p>④事業対象品目は、みやぎ園芸特産振興戦略プラン（平成28年3月策定）に掲げる重点振興品目（産地改革品目及び地域戦略品目）とする。</p> <p>※ 事業要件は、要綱改訂等により変更になる場合がある。</p> <p>【補助対象事業の内容】</p> <p>①補助対象経費：知事の認定を受けた大規模園芸経営体事業実施計画の達成に必要な先進的技術を有する機械や施設等の取得又は整備に要する経費。</p> <p>②採択予定件数：2件程度</p>	<p>補助対象経費の1/2以内、補助金限度額 60,000千円</p>

○山の幸振興総合対策事業（市町村振興総合補助金（地域復興支援課））

事業実施主体	内 容	補助率
<p>・市町村が適当と認める団体</p>	<p>【事業内容】 きのこ等特用林産物の生産販売に必要な施設機械等の整備や新規商品開発及び講習会など技術の習得</p> <p>【補助対象】</p> <p>①基盤整備（栽培地・作業道） ②生産・加工流通施設整備 ③新規加工品開発 ④パッケージデザイン開発 ⑤新商品の生産（原材料費を除く） ⑥技術の習得</p>	<p>補助対象事業費の1/3以内</p>

## ○園芸作物サプライチェーン推進事業（園芸推進課）

事業実施主体	内 容	補助率
<p>・連携協議会 ・連携協議会の構成組織（※）</p> <p>※農業法人，3戸以上の農家で組織される組織，農業協同組合，全国農業協同組合連合会宮城県本部，実需者，流通業者（みなし大企業を除く）</p>	<p><b>【事業内容】</b> 地域農業を牽引する生産者，実需者，流通業者，関係機関等で構成される連携協議会が競争力ある園芸サプライチェーンを構築するための推進事業や施設，機械の取得・整備の支援。</p> <p>○連携推進費：連携協議会等が認定を受けた「園芸作物サプライチェーン強化計画」に基づき，行う推進活動費（栽培研修会開催経費等）</p> <p>○体制整備費：「園芸作物サプライチェーン強化計画」に基づき，各構成機関等が整備・導入する施設・機械導入経費</p> <p><b>【主な事業要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携協議会及びその構成機関が取り組む，最長2か年分の「園芸作物サプライチェーン強化計画」の認定（※）を受けること。</li> </ul> <p>※計画採択要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象品目が「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」に掲げる重点振興品目であること。</li> <li>・計画実施後，目標年次（最長3年後）までに生産量及び販売額が基準年度比110%以上かつ1,000万円以上増加すること。</li> <li>・目標年次の販売数量のうち，契約販売の比率が10%以上となること。</li> <li>・事業期間内の総事業費が概ね1,000万円以上であること。</li> </ul>	<p>○連携推進費： 定額補助（補助上限額1,000千円以内）</p> <p>○体制整備費： 補助対象事業費の1/2以内（補助上限額25,000千円以内）</p>

○強い農業・担い手づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ〕  
 (みやぎ米推進課)

事業目的	内容	補助率
産地競争力の強化	<p>消費者・実需者のニーズに対応した安定供給体制の構築及び生産・流通コストの低減を図るための乾燥調製施設, 集出荷貯蔵施設, 農産物処理加工施設等の整備(野菜・果樹・花き)</p> <p>※ 総事業費が50,000千円以上のもの。                      ※ メニューごとに定められた要件を満たすこと。</p>	補助対象事業費の1/2以内

- ※ なお、強い農業・担い手づくり総合支援交付金〔産地基幹施設等支援タイプ〕は、水稲・麦・大豆等の土地利用型作物や畜産物の生産・加工に関する施設整備等の対策を含めた、国の交付金です。
- ※ 市町村を通じた事業実施が基本となります。

◎関連する融資制度

日本政策金融公庫資金(スーパーL資金, 経営体育成強化資金)  
 (詳しくは「9 資金」をご覧ください。)

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農政部みやぎ米推進課	農産支援班	e-mail: miyamai-no@pref.miyagi.lg.jp 電話: 022-211-2844	
	園芸推進課	園芸振興班	e-mail: engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp 電話: 022-211-2843
		先進的園芸推進班	e-mail: engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp 電話: 022-211-2723
		流通ビジネス班	e-mail: engei-ryutsu@pref.miyagi.lg.jp 電話: 022-211-2337
・宮城県水産林政部林業振興課	地域林業振興班	e-mail: rinsint@pref.miyagi.lg.jp 電話: 022-211-2914	

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10,12階

・各地方振興事務所(地域事務所) 農業振興部(「11 相談窓口」を参照)